

平成30年4月1日
学長裁定

東京医療保健大学における
競争的資金等の運営管理に関する行動規範

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（平成26年2月18日文部科学大臣決定）を踏まえ、使用にあたっては社会的責任を自覚し、適正かつ効率的に行わなければならない、決して社会からの信頼を損ねるような使用は断じて許されない。そのため、競争的資金等の使用に関し、自ら厳正に律しなければならない。

本学は、ここに競争的資金等の使用に関する行動規範を定め、本学における研究者等全ての者の規範とする。

1. 公正かつ効率的な使用について

研究者等は、競争的資金等は本学が管理責任を有する資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。

2. 法令等の遵守について

研究者等は、競争的資金等の使用に際し、東京医療保健大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程及び東京医療保健大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に定められた使用ルールを遵守しなければならない。

3. 計画的かつ適正な使用について

研究者等は、競争的資金等の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。

4. 不正使用の防止について

研究者等は、相互の理解をもって連携し、競争的資金等の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。

5. 取引業者との関係について

研究者等は、競争的資金等の使用に際し、取引業者との関係において社会の疑惑や不信を招くことのないように、公正に行動しなければならない。

6. 使用ルール等の理解について

研究者等はコンプライアンス・研究倫理教育を受講し、競争的資金等の使用に関する事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。

以上